

第 16 号議案

教育職員免許状に関する規則の一部改正について

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 6 月 13 日

滋賀県教育委員会

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和 36 年滋賀県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 98 号）の項および教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省令第 9 号）の項を削る。

第 3 条第 1 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、同項第 8 号中「第 4 条第 1 項第 6 号」を「第 4 条第 1 項第 5 号」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 9 号中「証明書」を「書類」に改め、同号を同項第 8 号とする。

第 3 条の 3 中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

第 3 条の 4 中「第 16 条の 2」を「第 16 条」に改める。

第 3 条の 5 中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、同条に次の 1 号を加える。

（8） その他必要な書類

第 4 条第 1 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同項第 6 号中「第 8 号」を「第 7 号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項中第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項第 13 号中「証明書」を「書類」に改め、同号を同項第 12 号とし、同条第 2 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項第 12 号中「証明書」を「書類」に改め、同号を同項第 11 号とし、同条第 3 項中「同項第 6 号」を「同項第 5 号」に改める。

第 4 条の 2 第 11 号中「(必要な者に限る。)」を削り、同条に次の 1 号を加える。

(12) その他必要な書類

第5条の2から第5条の8までを削る。

第6条第2項第6号中「教育長が必要と認める」を「必要な」に改める。

別表第1第2項の表中

専修免許状	一種免許状を有すること。	免許法別表第3	3	15			15
一種免許状	二種免許状を有すること。	免許法別表第3	5	45	4	21	5
			6	40	3	20	5
			7	35	3	18	4
			8	30	3	16	4
			9	25	3	14	3
			10	20	3	12	3
			11	15	2	10	3
			12	10	1	7	2
		施行規則第11条の表備考第3号	3	25	2	13	5
		口、第12条	4	20	2	11	4
			5	15	2	10	3
	6	10	1	7	2		

を

専修免許状	一種免許状を有すること。	免許法別表第3	3	15			15
	特別免許状を有すること。	免許法別表第3	3	41		26	15
	二種免許状を有すること。	免許法別表第3	5	45	4	21	5
			6	40	3	20	5
			7	35	3	18	4
			8	30	3	16	4
			9	25	3	14	3
			10	20	3	12	3
			11	15	2	10	3

に

一 種 免 許 状			12	10	1	7	2
	施行規則第	免許法別表	3	25	2	13	5
	11条の表備	考第3号	4	20	2	11	4
	考第3号	口、第12条	5	15	2	10	3
	口、第12条		6	10	1	7	2
特別免許状 を有するこ と。	免許法別表 第3		3	26		26	

改め、同表第4項の表中

専修免許 状	一種免許状 を有するこ と。	免許法別表 第3	3	15			15	を
-----------	----------------------	-------------	---	----	--	--	----	---

専修免許 状	一種免許状 を有するこ と。	免許法別表 第3	3	15			15	に
	特別免許状 を有するこ と。	免許法別表 第3	3	25		10	15	

改め、同表第6項の表中

専修免許 状	一種免許状 を有するこ と。	免許法別表 第3	3	15			15	を
		免許法附則 第5項の表 の第4号	5	10	6	4		
		免許法附則 第5項の表 の第5号	1	10	4	6		

専修免許 状	一種免許状 を有するこ と。	免許法別表 第3	3	15			15
		免許法附則	5	10	6	4	

		第5項の表 の第4号						
		免許法附則 第5項の表 の第5号	1	10	4	6		
	特別免許状 を有すること。	免許法別表 第3	3	25		10	15	に

改める。

別記様式第1号中

「 わたくしは、下記教育職員免許状を授与していただきたいので別紙関係
 (領域追加)
 (検定) を
 (交付)
 書類を添えてお願いいたします。」

「 わたくしは、下記教育職員免許を授与(領域追加 検定 交付) に、
 していただきたいので別紙関係書類を添えてお願いいたします。」

(授与・追加・検定・交付)年月日	免許状番号	有効期間の満了日
年 月 日	第 号	年 月 日

(授与・追加・検定・交付)年月日	免許状番号
年 月 日	第 号

改める。

別記様式第2号中

年月日	卒業、修了、合格	年月日	卒業、修了、合格
	(修学年数合計年)		

「 ⑩ 既に受けた全ての免許状 (免許状所持者区分： 新免許状 ・ 旧免許状) を」

「 ⑩ 既に受けた全ての免許状 に、」

「 ⑪ 免許状の有効期間の満了の日または修了確認期限」

- 注 1 文字は楷書、数字はアラビア数字でわかりやすく記入すること。
- 2 ⑤は現職教員は現勤務校を非現職者は現住所を記入すること。
- 3 ※の欄は出願の基礎条件となるものだけ要約して記入すること。
- 4 ⑧の修学年数合計は旧制学校卒業者のみ記入すること。
- 5 ⑩の免許状所持者区分の欄は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 98 号）附則第 2 条第 1 項に該当する者にあつては「旧免許状」を○で囲み、それ以外の者にあつては「新免許状」を○で囲むこと。
- 6 ⑪の欄には、最新の有効期間の満了の日または修了確認期限について記入すること。

を

- 注 1 文字は楷書、数字はアラビア数字でわかりやすく記入すること。
- 2 ⑤は現職教員は現勤務校を非現職者は現住所を記入すること。
- 3 ※の欄は出願の基礎条件となるものだけ要約して記入すること。

に

改める。

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第3条、第3条の4、第3条の5、第4条、第4条の2、第5条、第6条、第6条の2、第9条関係)

履歴書

本籍地					都道府県
現住所					
ふりがな 氏 名					年 月 日生
身上異動	旧本籍		異動年月日	年	異動理由
	旧氏名			月 日	
学歴	在学期間	学校名		部科名	卒業、修了、中退の別
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から				

	年 月 日まで			
職歴	年月日	事 項		
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
処分歴	年 月 日			
	年 月 日			
上記のとおり相違ありません。				
年 月 日 氏名				

(用紙 日本産業規格A列4番)

別記様式第10号の2から別記様式第10号の8までを削る。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の教育職員免許状に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の理由

「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）」が公布され、教員免許更新制に係る規定を削除する教育職員免許法の改正が令和4年7月1日から施行されること等から、教育職員免許状に関する規則（昭和36年滋賀県教育委員会規則第1号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 教員免許更新制に関する条項および関係様式を削除します。（別添新旧対照表参照）
- (2) 特別免許状を基礎資格とした上進の規定を追加します。（別添新旧対照表参照）
- (3) その他、所要の改正を行うこととします。

3 施行日

令和4年7月1日

教育職員免許状に関する規則新旧対照表

旧	新																																				
<p>第1章 総則 (趣旨) 第1条 省略 (関係法令の略称) 第2条 この規則で次の表の左欄に掲げる法令は、それぞれ右欄のように略称する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">左欄</th> <th style="text-align: center;">右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)</td> <td>免許法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)</td> <td>昭和29年改正法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)</td> <td>平成19年改正法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号)</td> <td>施行法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)</td> <td>施行規則</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法施行法施行規則(昭和29年文部省令第27号)</td> <td>施行法施行規則</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)</td> <td>平成20年改正省令</td> </tr> <tr> <td>国民学校令(昭和16年勅令第148号) 教員免許令(明治33年勅令第134号) 幼稚園令(大正14年勅令第74号)</td> <td>旧令</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(一部改正〔平成21年教委規則6号・26年1号・29年6号〕)</p> <p>第2章 免許状出願の手続 (免許状授与の出願) 第3条 免許法別表第1または第2の規定により、普通免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を滋賀県教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。 (1)～(3) 省略 (4) 原本と相違ないことを証する施行規則第61条の10の規定による証明書(平成19年改正法附則第2条第1項に規定する旧免許状所持者にあつては、平成20年改正省令附則第15条の規定による証明書)(以下「更新証明書等」という。)の写し(必要な者に限る。) (5) 学力に関する証明書(免許法第7条第1項に規定する証明書をいう。以下同じ。)(必要な者に限る。) (6) 履歴書(別記様式第4号。以下同じ。) (7) 宣誓書(別記様式第5号。以下同じ。) (8) 施行規則第2条第1項の表備考第9号、第4条第1項の表備考第8号、第7条第1項の表備考第4号または第9条の表備考第3号の規定の適用を受ける者にあつては、実務に関する証明書(別記様式第6号。第4条第1項第6号を除き、以下同じ。) (9) その他必要な証明書</p> <p>2 省略 第3条の2 省略 第3条の3 教育職員免許法等の一部を改正する法律(平成12年法律第29号)附則第2項または第3項の規定により高等学校教諭1種免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。 (1)～(3) 省略 (4) 原本と相違ないことを証する平成20年改正省令附則第15条の規定による証明書の写し(必要な者に限る。) (5) 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成12年文部省令第47号)附則第6項に規定する情報の教科</p>	左欄	右欄	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)	免許法	教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)	昭和29年改正法	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)	平成19年改正法	教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号)	施行法	教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)	施行規則	教育職員免許法施行法施行規則(昭和29年文部省令第27号)	施行法施行規則	教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)	平成20年改正省令	国民学校令(昭和16年勅令第148号) 教員免許令(明治33年勅令第134号) 幼稚園令(大正14年勅令第74号)	旧令	<p>第1章 総則 (趣旨) 第1条 省略 (関係法令の略称) 第2条 この規則で次の表の左欄に掲げる法令は、それぞれ右欄のように略称する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">左欄</th> <th style="text-align: center;">右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)</td> <td>免許法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)</td> <td>昭和29年改正法</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号)</td> <td>施行法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)</td> <td>施行規則</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法施行法施行規則(昭和29年文部省令第27号)</td> <td>施行法施行規則</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国民学校令(昭和16年勅令第148号) 教員免許令(明治33年勅令第134号) 幼稚園令(大正14年勅令第74号)</td> <td>旧令</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(一部改正〔平成21年教委規則6号・26年1号・29年6号〕)</p> <p>第2章 免許状出願の手続 (免許状授与の出願) 第3条 免許法別表第1または第2の規定により、普通免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を滋賀県教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。 (1)～(3) 省略 (削除) (4) 学力に関する証明書(免許法第7条第1項に規定する証明書をいう。以下同じ。)(必要な者に限る。) (5) 履歴書(別記様式第4号。以下同じ。) (6) 宣誓書(別記様式第5号。以下同じ。) (7) 施行規則第2条第1項の表備考第9号、第4条第1項の表備考第8号、第7条第1項の表備考第4号または第9条の表備考第3号の規定の適用を受ける者にあつては、実務に関する証明書(別記様式第6号。第4条第1項第5号を除き、以下同じ。) (8) その他必要な書類</p> <p>2 省略 第3条の2 省略 第3条の3 教育職員免許法等の一部を改正する法律(平成12年法律第29号)附則第2項または第3項の規定により高等学校教諭1種免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。 (1)～(3) 省略 (削除) (4) 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成12年文部省令第47号)附則第6項に規定する情報の教科</p>	左欄	右欄	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)	免許法	教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)	昭和29年改正法	(削除)		教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号)	施行法	教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)	施行規則	教育職員免許法施行法施行規則(昭和29年文部省令第27号)	施行法施行規則	(削除)		国民学校令(昭和16年勅令第148号) 教員免許令(明治33年勅令第134号) 幼稚園令(大正14年勅令第74号)	旧令
左欄	右欄																																				
教育職員免許法(昭和24年法律第147号)	免許法																																				
教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)	昭和29年改正法																																				
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)	平成19年改正法																																				
教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号)	施行法																																				
教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)	施行規則																																				
教育職員免許法施行法施行規則(昭和29年文部省令第27号)	施行法施行規則																																				
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)	平成20年改正省令																																				
国民学校令(昭和16年勅令第148号) 教員免許令(明治33年勅令第134号) 幼稚園令(大正14年勅令第74号)	旧令																																				
左欄	右欄																																				
教育職員免許法(昭和24年法律第147号)	免許法																																				
教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)	昭和29年改正法																																				
(削除)																																					
教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号)	施行法																																				
教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)	施行規則																																				
教育職員免許法施行法施行規則(昭和29年文部省令第27号)	施行法施行規則																																				
(削除)																																					
国民学校令(昭和16年勅令第148号) 教員免許令(明治33年勅令第134号) 幼稚園令(大正14年勅令第74号)	旧令																																				

に関する現職教員等講習会または同令附則第8項に規定する福祉の教科に関する現職教員等講習会の修了証書の写し

第3条の4 免許法第16条の2、第16条の3、第16条の4または第17条の規定により、免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

(1)～(5) 省略

(免許状の特別支援教育領域の追加の出願)

第3条の5 免許法第5条の2第3項の規定により、特別支援教育科目の修得により免許状に特別支援教育領域の追加を願い出る者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 更新証明書等の写し(必要な者に限る。)

(6) 学力に関する証明書

(7) 履歴書

(8) 宣誓書(現職者は、必要でない。)

(普通免許状の教育職員検定)

第4条 普通免許状の授与を受けるため教育職員検定を願い出る者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 更新証明書等の写し(必要な者に限る。)

(5) 人物に関する証明書(別記様式第7号。以下同じ。)

(6) 次号および第8号に規定する場合以外の場合にあつては、実務に関する証明書

(7) 免許法第6条第1項に規定する教育職員検定を願い出る場合(同法別表第5第二欄に掲げる基礎資格のうち実地の経験を有し、技術優秀と認められることに該当する場合に限る。)または施行法第2条第1項に規定する教育職員検定を願い出る場合(同項の表上欄に掲げる者のうち実地の経験を有する者で、技術優秀と認められるものに該当する場合に限る。)にあつては、技術に関する証明書(様式第6号の2。以下同じ。)

(8) 免許法附則第18項に規定する教育職員検定を願い出る場合にあつては、実務に関する証明書(免許法附則第18項用)(別記様式第7号の2)

(9) 学力に関する証明書(必要な者に限る。)

(10) 身体に関する証明書(別記様式第8号。以下同じ。)

(11) 履歴書

(12) 宣誓書(現職者は、必要でない。)

(13) その他必要な証明書

2 免許法第5条の2第3項の規定により、普通免許状へ特別支援教育領域を追加するため教育職員検定を願い出る者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 更新証明書等の写し(必要な者に限る。)

(6) 人物に関する証明書

(7) 実務に関する証明書

(8) 学力に関する証明書

(9) 身体に関する証明書

(10) 履歴書

(11) 宣誓書(現職者は、必要でない。)

(12) その他必要な証明書

3 教育職員検定を願い出る者のうち免許法別表第4の規定に該当する者は、第1項に掲げる書類のうち、同項第6

に関する現職教員等講習会または同令附則第8項に規定する福祉の教科に関する現職教員等講習会の修了証書の写し

第3条の4 免許法第16条 、第16条の3、第16条の4または第17条の規定により、免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

(1)～(5) 省略

(免許状の特別支援教育領域の追加の出願)

第3条の5 免許法第5条の2第3項の規定により、特別支援教育科目の修得により免許状に特別支援教育領域の追加を願い出る者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(削除)

(5) 学力に関する証明書

(6) 履歴書

(7) 宣誓書(現職者は、必要でない。)

(8) その他必要な書類

(普通免許状の教育職員検定)

第4条 普通免許状の授与を受けるため教育職員検定を願い出る者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(削除)

(4) 人物に関する証明書(別記様式第7号。以下同じ。)

(5) 次号および第7号に規定する場合以外の場合にあつては、実務に関する証明書

(6) 免許法第6条第1項に規定する教育職員検定を願い出る場合(同法別表第5第二欄に掲げる基礎資格のうち実地の経験を有し、技術優秀と認められることに該当する場合に限る。)または施行法第2条第1項に規定する教育職員検定を願い出る場合(同項の表上欄に掲げる者のうち実地の経験を有する者で、技術優秀と認められるものに該当する場合に限る。)にあつては、技術に関する証明書(様式第6号の2。以下同じ。)

(7) 免許法附則第18項に規定する教育職員検定を願い出る場合にあつては、実務に関する証明書(免許法附則第18項用)(別記様式第7号の2)

(8) 学力に関する証明書(必要な者に限る。)

(9) 身体に関する証明書(別記様式第8号。以下同じ。)

(10) 履歴書

(11) 宣誓書(現職者は、必要でない。)

(12) その他必要な書類

2 免許法第5条の2第3項の規定により、普通免許状へ特別支援教育領域を追加するため教育職員検定を願い出る者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(削除)

(5) 人物に関する証明書

(6) 実務に関する証明書

(7) 学力に関する証明書

(8) 身体に関する証明書

(9) 履歴書

(10) 宣誓書(現職者は、必要でない。)

(11) その他必要な書類

3 教育職員検定を願い出る者のうち免許法別表第4の規定に該当する者は、第1項に掲げる書類のうち、同項第5

<p>号に掲げる書類は必要としない。</p> <p>4 省略 (特別免許状の教育職員検定)</p> <p>第4条の2 特別免許状の授与を受けるため教育職員検定を願ひ出る者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(10) 省略 (11) 前各号に掲げる書類のほか、自己の学力、技能、実務等を証明する資料 <u>(必要な者に限る。)</u></p> <p><u>(臨時免許状の教育職員検定)</u></p> <p>第5条 省略 <u>(免許状の有効期間の更新)</u></p> <p>第5条の2 <u>免許法第9条の2第1項の規定により、普通免許状または特別免許状の有効期間の更新を願ひ出る者(免許法第9条の3に規定する免許状更新講習(以下「免許状更新講習」という。)を修了した者に限る。)</u>は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>教育職員免許状有効期間更新願(免許状更新講習の修了によるもの)(別記様式第10号の2)</u> (2) <u>免許状を所持することを証明する資料</u> (3) <u>施行規則第61条の10の規定による証明書(必要な者に限る。)</u> (4) <u>免許状更新講習の修了証明書または履修証明書</u></p> <p>第5条の3 <u>免許法第9条の2第1項の規定により、普通免許状または特別免許状の有効期間の更新を願ひ出る者(免許状更新講習の受講を免除された者に限る。)</u>は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>教育職員免許状有効期間更新願(免許状更新講習の受講免除によるもの)(別記様式第10号の3)</u> (2) <u>免許状を所持することを証明する資料</u> (3) <u>施行規則第61条の10の規定による証明書(必要な者に限る。)</u> (4) <u>免許状更新講習の受講免除対象者であることを証明する資料(必要な者に限る。)</u></p> <p><u>(免許状の有効期間の延長)</u></p> <p>第5条の4 <u>免許法第9条の2第5項の規定により、普通免許状または特別免許状の有効期間の延長を願ひ出る者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>教育職員免許状有効期間延長願(別記様式第10号の4)</u> (2) <u>免許状を所持することを証明する資料</u> (3) <u>施行規則第61条の10の規定による証明書(必要な者に限る。)</u> (4) <u>有効期間を延長する事由があることを証明する資料(必要な者に限る。)</u></p> <p><u>(免許状更新講習の修了の確認)</u></p> <p>第5条の5 <u>平成19年改正法附則第2条第2項の規定により、免許状更新講習の修了の確認を願ひ出る者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>免許状更新講習修了確認願(別記様式第10号の5)</u> (2) <u>免許状を所持することを証明する資料</u> (3) <u>平成20年改正省令附則第15条の規定による証明書(必要な者に限る。)</u> (4) <u>免許状更新講習の修了証明書または履修証明書</u></p> <p><u>(修了確認期限の延期)</u></p> <p>第5条の6 <u>平成19年改正法附則第2条第4項の規定により、修了確認期限の延期を願ひ出る者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>修了確認期限延期願(別記様式第10号の6)</u> (2) <u>免許状を所持することを証明する資料</u> (3) <u>平成20年改正省令附則第15条の規定による証明書(必要な者に限る。)</u></p>	<p>号に掲げる書類は必要としない。</p> <p>4 省略 (特別免許状の教育職員検定)</p> <p>第4条の2 特別免許状の授与を受けるため教育職員検定を願ひ出る者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(10) 省略 (11) 前各号に掲げる書類のほか、自己の学力、技能、実務等を証明する資料 _____</p> <p><u>(12) その他必要な書類</u> (臨時免許状の教育職員検定)</p> <p>第5条 省略</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	---

<p>(4) <u>修了確認期限を延期する事由があることを証明する資料（必要な者に限る。）</u> <u>（免許状更新講習の受講の免除）</u></p> <p>第5条の7 <u>平成19年改正法附則第2条第5項括弧書の規定により、免許状更新講習の受講の免除を願い出る者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>免許状更新講習受講免除願（別記様式第10号の7）</u> (2) <u>免許状を所持することを証明する資料</u> (3) <u>平成20年改正省令附則第15条の規定による証明書（必要な者に限る。）</u> (4) <u>免許状更新講習の受講免除対象者であることを証明する資料（必要な者に限る。）</u> <u>（平成19年改正法附則第2条第3項第3号に規定する確認）</u></p> <p>第5条の8 <u>平成19年改正法附則第2条第7項の規定により、同条第3項第3号に規定する確認を願い出る者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認願（別記様式第10号の8）</u> (2) <u>免許状を所持することを証明する資料</u> (3) <u>平成20年改正省令附則第15条の規定による証明書（必要な者に限る。）</u> (4) <u>免許状更新講習の修了証明書または履修証明書</u> <u>（書換えまたは再交付）</u></p> <p>第6条 省略</p> <p>2 免許状を紛失（焼失、流失、盗難等を含む。以下同じ。）し、または破損したため免許状の再交付を願い出る者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略 (6) <u>その他教育長が必要と認める書類</u></p> <p>第6条の2～第32条 省略</p> <p>付則 省略</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(書換えまたは再交付)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 免許状を紛失（焼失、流失、盗難等を含む。以下同じ。）し、または破損したため免許状の再交付を願い出る者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略 (6) その他 <u> 必要な </u> 書類</p> <p>第6条の2～第32条 省略</p> <p>付則 省略</p>
--	---

別表第1（第17条関係）

- 1 幼稚園教諭の部 省略
2 小学校教諭の部（その1）

受けようとする免許状の種類	基礎資格	根拠規定	必要在職年数	最低修得単位数	左欄の単位数に含まなければならない科目の単位数		
					教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目または教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
専修免許状	一種免許状を有すること。	省略					
	— — —	— —	—	—	—	—	—
一種免許状	二種免許状を有すること。	省略					
	— — —	— —	—	—	—	—	—
以下、省略							

- 3 小学校教諭の部（その2） 省略

別表第1（第17条関係）

- 1 幼稚園教諭の部 省略
2 小学校教諭の部（その1）

受けようとする免許状の種類	基礎資格	根拠規定	必要在職年数	最低修得単位数	左欄の単位数に含まなければならない科目の単位数		
					教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目または教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
専修免許状	一種免許状を有すること。	省略					
	特別免許状を有すること。	免許法別表第3	3	41	26	15	
一種免許状	二種免許状を有すること。	省略					
	特別免許状を有すること。	免許法別表第3	3	26	26		
以下、省略							

- 3 小学校教諭の部（その2） 省略

4 中学校教諭の部（その1）							
受けようとする免許状の種類	基礎資格	根拠規定	必要在職年数	最低修得単位数	左欄の単位数に含まなければならない科目の単位数		
					教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目または教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
専修免許状	一種免許状を有すること。	省略					
			—	—		—	—
以下、省略							

5 中学校教諭の部（その2） 省略

6 高等学校教諭の部（その1）

受けようとする免許状の種類	基礎資格	根拠規定	必要在職年数	最低修得単位数	左欄の単位数に含まなければならない科目の単位数		
					教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目または教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
専修免許状	一種免許状を有すること。	省略					
			—	—		—	—
以下、省略							

7～別表3 省略

4 中学校教諭の部（その1）							
受けようとする免許状の種類	基礎資格	根拠規定	必要在職年数	最低修得単位数	左欄の単位数に含まなければならない科目の単位数		
					教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目または教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
専修免許状	一種免許状を有すること。	省略					
	特別免許状を有すること。	免許法別表第3	3	25		10	15
以下、省略							

5 中学校教諭の部（その2） 省略

6 高等学校教諭の部（その1）

受けようとする免許状の種類	基礎資格	根拠規定	必要在職年数	最低修得単位数	左欄の単位数に含まなければならない科目の単位数		
					教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目または教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
専修免許状	一種免許状を有すること。	省略					
	特別免許状を有すること。	免許法別表第3	3	25		10	15
以下、省略							

7～別表3 省略

別記様式第1号(第3条、第3条の2、第3条の3、第3条の4、第3条の5、第4条、第4条の2、第5条、第9条関係)

教育職員免許状授与願
(領域追加)
(検定)
(交付)

年 月 日

(宛先)
滋賀県教育委員会

本籍地 都道府県
〒

現住所

ふりがな

氏名

年 月 日生

滋賀県収入証紙貼付欄
(国の収入印紙ではありません)

わたくしは、下記教育職員免許状を 授与 (領域追加)
(検定)
(交付)
していただきたいので別紙関係書類を添えて
お願いいたします。

記

免許状の種類

教科(特別支援教育領域)

授与の根拠規定
(領域追加)
(検定)
(交付)

法 第 条 第 項 第 号

別 表 第 備 考 第 号
附 則 第 項 適 用

備 考

(授与・追加・検定・交付)年月日

免許状番号

有効期間の満了日

年 月 日

第 号

年 月 日

※
判
決

別記様式第1号(第3条、第3条の2、第3条の3、第3条の4、第3条の5、第4条、第4条の2、第5条、第9条関係)

教育職員免許状授与願
(領域追加)
(検定)
(交付)

年 月 日

(宛先)
滋賀県教育委員会

本籍地 都道府県
〒

現住所

ふりがな

氏名

年 月 日生

滋賀県収入証紙貼付欄
(国の収入印紙ではありません)

わたくしは、下記教育職員免許状を授与 (領域追加 検定 交付) していただきたいので
別紙関係書類を添えてお願いいたします。

記

免許状の種類

教科(特別支援教育領域)

授与の根拠規定
(領域追加)
(検定)
(交付)

法 第 条 第 項 第 号

別 表 第 備 考 第 号
附 則 第 項 適 用

備 考

※
判
決

(授与・追加・検定・交付)年月日

免許状番号

年 月 日

第 号

注1 中学校および高等学校教員免許状の申請は、1教科ごとに申請書を作成すること。

2 授与、領域追加、検定または交付のいずれか該当しない方を消すこと。

3 教科(特別支援教育領域)の欄には、領域追加の場合にあつては追加後のすべての特別支援教育領域を記入し、追加することとなる特別支援教育領域について下線を引くこと。

4 備考欄には、根拠規定の適用条項の記入できなかった条項を記入すること。

5 ※欄は、記入しないこと。

- 注1 中学校および高等学校教員免許状の申請は、1教科ごとに申請書を作成すること。
- 2 授与、領域追加、検定または交付のいずれか該当しない方を消すこと。
- 3 教科(特別支援教育領域)の欄には、領域追加の場合にあっては追加後のすべての特別支援教育領域を記入し、追加することとなる特別支援教育領域について下線を引くこと。
- 4 備考欄には、根拠規定の適用条項の記入できなかった条項を記入すること。
- 5 ※欄は、記入しないこと。

TEL(携帯電話等)：

※申請に対し確認を要する場合等に連絡しますので、日中に連絡がつく番号をご記入ください。

TEL(携帯電話等)：

※申請に対し確認を要する場合等に連絡しますので、日中に連絡がつく番号をご記入ください。

様式第2号（第3条、第3条の2、第3条の3、第3条の4、第3条の5、第4条、第4条の2、第5条、第9条関係）

教育職員免許状出願要項

① 本籍地	都道府県		② 職名		
③ ふりがな 氏名			④ 生年月日		
⑤ 現勤務学校 〔非現職者は〕 現住所					
⑥ 出願免許状	(種類)		(教科・特別支援教育領域)		
⑦ 根拠規定	免許法第 条第 項別表第		備考第 号 附則第 項 号		
	施行法第 条第 項第 号				
	施行規則第 条第 項第 号				
	年改正法附則第 項				
※ 出願の 基礎にな る資格	⑧ 学 歴	学校、教育機関、学士、資格検定等		年月日	卒業、修了、合格
					(修学年数合計 年)
⑨ 勤 務	職名	学校または勤務場所	期間(自～至)	年月数	職務内容
			年月日～年月日		
(合計年月)					
⑩ 既に受けた全ての免許状 (免許状所持者区分: 新免許状 ・ 旧免許状)					
種類	教科(特別支援教育領域)	記号番号	授与等の年月日	根拠規定	授与権者名

様式第2号（第3条、第3条の2、第3条の3、第3条の4、第3条の5、第4条、第4条の2、第5条、第9条関係）

教育職員免許状出願要項

① 本籍地	都道府県		② 職名		
③ ふりがな 氏名			④ 生年月日		
⑤ 現勤務学校 〔非現職者は〕 現住所					
⑥ 出願免許状	(種類)		(教科・特別支援教育領域)		
⑦ 根拠規定	免許法第 条第 項別表第		備考第 号 附則第 項 号		
	施行法第 条第 項第 号				
	施行規則第 条第 項第 号				
	年改正法附則第 項				
※ 出願の 基礎にな る資格	⑧ 学 歴	学校、教育機関、学士、資格検定等		年月日	卒業、修了、合格
					(修学年数合計 年)
⑨ 勤 務	職名	学校または勤務場所	期間(自～至)	年月数	職務内容
			年月日～年月日		
(合計年月)					
⑩ 既に受けた全ての免許状					
種類	教科(特別支援教育領域)	記号番号	授与等の年月日	根拠規定	授与権者名

⑩ 免許状の有効期間の満了の日または修了確認期限					
注1 文字は楷書、数字はアラビア数字でわかりやすく記入すること。 2 ⑤は現職教員は現勤務校を非現職者は現住所を記入すること。 3 ※の欄は出願の基礎条件となるものだけ要約して記入すること。 4 ⑧の修学年数合計は旧制学校卒業者のみ記入すること。 5 ⑩の免許状所持者区分の欄は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第1項に該当する者にあつては「旧免許状」を○で囲み、それ以外の者にあつては「新免許状」を○で囲むこと。 6 ⑩の欄には、最新の有効期間の満了の日または修了確認期限について記入すること。					

(用紙 日本産業規格A列4番)

注1 文字は楷書、数字はアラビア数字でわかりやすく記入すること。 2 ⑤は現職教員は現勤務校を非現職者は現住所を記入すること。 3 ※の欄は出願の基礎条件となるものだけ要約して記入すること。					

(用紙 日本産業規格A列4番)

履歴書

本籍地		都道府県				
現住所						
ふりがな 氏名		年 月 日生				
身上異動	旧氏名	異動年月日		異動理由		
	旧氏名	異動年月日		異動理由		
	旧氏名	異動年月日		異動理由		
免許状	取得した 免許状	授与年月日	種類	教科(特別支援 教育領域)	番号	授与権者
		年 月 日	—	—	—	—
		年 月 日	—	—	—	—
		年 月 日	—	—	—	—
		年 月 日	—	—	—	—
	免許状の 更新等	更新等年月日	種類	有効期間の満了の日 または修了確認期限		免許管理者
		年 月 日	—	—		—
		年 月 日	—	—		—
		年 月 日	—	—		—
		年 月 日	—	—		—
学業	在学期間	学校名	部科名	卒業、修了、中退の別		
	年 月 日から 年 月 日まで					
	年 月 日から 年 月 日まで					
	年 月 日から 年 月 日まで					
	年 月 日から 年 月 日まで					
	年 月 日から 年 月 日まで					
	年 月 日から					

履歴書

本籍地		都道府県				
現住所						
ふりがな 氏名		年 月 日生				
身上異動	旧本籍	異動年月日		異動理由		
	旧氏名	異動年月日		異動理由		
学歴	在学期間	学校名	部科名	卒業、修了、中退の別		
	年 月 日から 年 月 日まで					
	年 月 日から 年 月 日まで					
	年 月 日から 年 月 日まで					
	年 月 日から 年 月 日まで					
	年 月 日から 年 月 日まで					
職歴	年月日	事項				
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
処分歴	年月日					
	年 月 日					

	年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
職 歴	年月日	事項		
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
賞 罰	年 月 日			
	年 月 日			
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名				

上記のとおり相違ありません。			
年	月	日	氏名

(用紙 日本産業規格 A 列 4 番)

注 免許状の欄 1 取得した免許状の欄の種類については、たとえば小学校教諭2種免許状の場合は、小2種等の略称で記入してもよい。

2 免許状に関係のある免許(看護師免許証等)についても記入すること。

3 免許状の更新等の欄には、所持する免許状について行つた有効期間更新もしくは延長または更新講習修了確認、免除、延期もしくは教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認について記入すること。

職歴の欄 1 休職または療養休暇等については、その期間および理由を明示すること。

2 講師および嘱託等の場合は常勤、非常勤の別を記入すること。

3 学校以外の勤務についても記入すること。

(用紙 日本産業規格 A 列 4 番)

様式第5号～様式第10号 省略

様式第10号の2～様式第10号の8 省略

様式第11号～様式第19号 省略

様式第5号～様式第10号 省略

(削除)

様式第11号～様式第19号 省略